

まるっと秋田博2026～まるごと体験！秋田の郷土芸能と酒と食～ 開催業務委託仕様書

1 業務名

「まるっと秋田博2026～まるごと体験！秋田の郷土芸能と酒と食～」開催業務

2 事業目的

県内の豊かな伝統芸能と食文化、盛り上がりを見せる各種スポーツを集結したイベントを開催することで、初夏の賑わいを創出し、地元観光事業の発展に資することを目的とする。

3 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年7月31日までとする。

4 委託業務の内容

受託者（以下、「乙」という。）は、次に定めるまるっと秋田博実行委員会（以下、「甲」という。）が次に掲げる「まるっと秋田博2026～まるごと体験！秋田の郷土芸能と酒と食～」の企画、運営、広報を実施すること。

（1）基本事項

① 開催場所および開催期間は以下のとおりとする。

ア 開催場所 秋田市中心市街地（エリアなかいち、アゴラ広場、秋田駅前大屋根通り、秋田市文化創造館）とする。ただし、企画提案においての変更は可とする。

イ 開催期間 令和8年5月30日（土）から5月31日（日）までの2日間とし、開催時間は以下の表に記載のとおりとする。ただし、企画提案においての変更は可とする。

開催場所	開催時間（予定）	使用可能時間（予定）
アゴラ広場	30日 10:00～20:00	30日 8:00～22:00
	31日 10:00～17:00	31日 8:00～19:00
秋田駅前大屋根通り	30日 10:00～20:00	30日 8:00～22:00
	31日 10:00～17:00	31日 8:00～19:00
エリアなかいち	30日 10:00～20:00	30日 8:00～22:00
	31日 10:00～17:00	31日 8:00～19:00
秋田市文化創造館	30日 10:00～20:00	30日 8:00～22:00
	31日 10:00～17:00	31日 8:00～19:00

② 秋田県出身タレントを起用し、県内外での広報活動や、当日の各種イベント進行に活用する。

(2) 開催場所ごとの実施内容

① エリアなかいち

ア グルメ屋台コーナーの企画、設置、出展者との調整。

イ 野外ステージの設置、企画、出演者との調整。

ウ 協賛企業PRブースの設置、出展者との調整。

エ トップスポーツチームPRの実施、出演者との調整。

オ 本部、各種インフォメーションおよび救護ブースの設置。

② アゴラ広場および秋田駅前大屋根通り

ア グルメ屋台コーナーの企画、設置、出展者との調整。

イ 県内25市町村観光PRブースの企画、設置、出展市町村との調整。

ウ 各種インフォメーションおよび救護ブースの設置。

③ 秋田市文化創造館

郷土芸能、伝統工芸をテーマとした会場の企画、設置、各種団体との調整。

④ 各会場共通事項

ア スタッフの手配（運営従事スタッフを一見して識別できるようにすること）。

イ 各種申請の代行（使用料は主催者が負担する）。

(3) 広告協賛金

ア 広告協賛金を募集し、税込17,000千円以上を甲へ納入するよう努めること。

イ アの金額は、広告代理手数料（10%以内）差引後の金額とする。

(4) 広報

県内外からの誘客を図るため、次の手法を基本とした広報の実施。

ア ポスター、チラシの制作、配布。

イ 新聞、フリーペーパー等への告知記事掲載。

ウ TVCM放映。

エ 各種公式SNSの運用および情報発信。

オ 特設ホームページの制作、公開。

カ 会場周辺賑わい創出用のぼりの製作、掲示。

キ その他効果的な広報。

5 成果物

(1) クリエイティブ

本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。

なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権および著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(2) 報告書

イベント終了後、開催報告書を令和8年7月31日までに提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額については、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、原則、本業務の全てまたは大部分を第三者に再委託してはならない。

イ 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に甲へ書面で提出し、承認を得るものとする。

(3) 著作権

本業務の過程で作成された著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

また、乙は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに甲にその旨を書面により報告すること。

(4) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について管理者の注意をもって、その情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失および毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

(6) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(7) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

- (8) 秋田市の入込客数、滞在時間の延長など観光消費額の増加につながる内容とすること。
- (9) 本仕様書に記載する業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務についても、あわせて実施すること。
- (10) 本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、甲と十分に協議すること。